

所沢市学校給食センター再整備事業

特定事業の選定

令和3年3月11日

所沢市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）
第7条の規定に基づき、所沢市学校給食センター再整備事業を特定事業として選定したので、同法第11
条第1項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表する。

令和3年3月11日

所沢市長 藤本 正人

<目次>

1. 事業概要	- 1 -
(1) 事業名称.....	- 1 -
(2) 公共施設の管理者名称.....	- 1 -
(3) 本事業の目的.....	- 1 -
(4) 事業の基本的内容.....	- 1 -
① 施設内容.....	- 1 -
② 事業方式.....	- 1 -
③ 事業期間.....	- 1 -
④ 事業の範囲.....	- 1 -
2. 市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価	- 2 -
(1) コスト算出による定量的評価.....	- 2 -
① 前提条件.....	- 2 -
② 定量的評価の結果.....	- 3 -
(2) 定性的評価.....	- 4 -
① 一括発注による事業の効率化.....	- 4 -
② サービスの質の向上・維持.....	- 4 -
③ 財政負担の平準化.....	- 4 -
④ リスク分担の明確化による事業の安定運営.....	- 4 -
3. 総合的評価	- 4 -

1. 事業概要

(1) 事業名称

所沢市学校給食センター再整備事業

(2) 公共施設の管理者名称

所沢市長 藤本 正人

(3) 本事業の目的

市では、昭和50年に開設した第3学校給食センターについて、老朽化が進んでいることから、新たな学校給食センターの整備を計画している。

所沢市学校給食センター再整備事業（以下、「本事業」という。）は、解体・設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法を導入し、安心・安全な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

(4) 事業の基本的内容

① 施設内容

- ・事業用地：埼玉県所沢市中富1,862-1 外
- ・敷地面積：7,039.59 m²
- ・供給能力：最大9,000食／日

② 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式（BTO：Build Transfer Operate）により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和21年3月31日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 解体工事等業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 解体設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (c) 解体工事業務・廃棄物処理業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (d) 解体工事等に伴う近隣対応・対策業務

(イ) 設計・建設業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務

- (c) 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備調達業務
- (f) 調理備品調達業務（食器・食缶等を含む）
- (g) 事務備品調達業務
- (h) 学校配膳室の什器、備品等調達業務
- (i) 近隣対応・対策業務

(ウ) 開業準備業務

(エ) 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務（外構等も含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 調理設備保守管理・修繕業務
- (d) 運営備品保守管理業務（調理備品、配膳室備品の修繕・補修・更新を含む）
- (e) 事務備品保守管理・修繕業務
- (f) 清掃業務（定期的な建物清掃）
- (g) 警備業務
- (h) その他関連業務（長期修繕計画作成等を含む）

(オ) 運営業務

- (a) 調理業務（食器・食缶等保守管理業務、日常の検収、洗浄等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等も含む）
- (c) 配膳業務
- (d) 衛生管理業務（調理エリアの日常清掃、廃棄物分別・脱水処理業務）
- (e) その他関連業務（光熱水費・使用量のデータ管理、食育支援、広報支援等）

2. 市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

本事業を市が従来方式で実施する場合とPFI方式により実施する場合とを比較することにより、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) コスト算出による定量的評価

① 前提条件

本事業を従来方式で市が実施した場合の市の負担額と、PFI方式により実施する場合の市の負担額との比較を行うにあたって、その前提条件を次のとおり設定した。

また、本試算ではリスク調整費は加味していない。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

区分	市が従来手法で実施する場合	P F I 方式により実施する場合
市の財政負担額の主な内訳	①初期整備費 既存施設解体工事費、施設整備費 運営備品等調達費 等 ②開業準備費 ③維持管理費 施設保守管理費、建物修繕費、 厨房設備更新費 等 ④給食運営費 人件費、配送費、間接費 等 ⑤地方債の償還金及び支払利息	①初期整備費 既存施設解体工事費、施設整備費 運営備品等調達費 等 ②開業準備費 ③維持管理費 施設保守管理費、建物修繕費、 厨房設備更新費 等 ④給食運営費 人件費、配送費、間接費 等 ⑤その他の経費 S P C 経費、金融組成費等 ⑥公租公課
共通条件	○設計・解体・建設期間：26 ヶ月間 ○開業準備期間：2 ヶ月間 ○維持管理・運営期間：15 年間 ○割引率：0.811%（インフレ率等を勘案）	
初期整備費	・モデルプラン及び類似給食センターの実績に基づき設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理費	・類似給食センターの実績を踏まえて設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
給食運営費	・類似給食センターの実績を踏まえて設定	・市が従来手法で実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
資金調達に関する事項	・交付金 ・地方債 ・一般財源	【民間事業者】 ・市からの一括払分 ・自己資金 ・市中借入 【市】 ・交付金 ・一般財源

② 定量的評価の結果

上記の前提条件を基に、市が従来手法で実施する場合の財政負担額と P F I 方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、財政負担額の事業期間合計を現在価値換算額により比較した。

この結果、本事業を従来手法で実施する場合に比べ、P F I 方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約 6.6 %削減されるものと見込まれる。

(2) 定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

① 一括発注による事業の効率化

設計、建設、維持管理、運営まで一括して事業者委ねることにより、維持管理・運営業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、事業の合理化や効率化が期待できる。

② サービスの質の向上・維持

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性が図られ、良質かつ効率的な学校給食サービスが期待できる。

③ 財政負担の平準化

PFI方式を活用した場合、民間資金を活用することで、市は供用開始から事業期間終了時までの間に工事費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られることになる。

④ リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの低減が図られるとともに、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応・過度な費用負担の抑制が可能となり、安定した事業運営が期待できる。

3. 総合的評価

本事業は、PFI方式で実施することにより、従来手法で実施した場合と比較して、定量的評価において約6.6%の削減効果が見込まれる。また、サービスの質の向上や財政負担の平準化など、多くの定性的評価も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第7条に基づく特定事業として選定する。